

震災廃棄物の広域受入れに関するQ & A

東日本大震災で発生した災害廃棄物を受入れる理由は何ですか。

東日本大震災の津波被害により発生した災害廃棄物の量は、岩手県で通常の11年分（約476万トン）、宮城県で通常の19年分（1,569万トン）にも達しており、その多くが今もなお、処理が追いつかないまま仮置場に残されています。

三条市では、平成16年の7.13水害の際、市内で発生した水害廃棄物39,089トンのうち、市外から約4分の3の29,449トン、中でも山形県から24,996トン（水害廃棄物の約3分の2）を引き受けていただきました。そのとき三条市が、全国から、特に東北地方からいただいたご支援、ご厚意を、今こそ私たちがお返ししなければならないと感じているからです。

これまでも、自治体間では、「困ったときはお互い様」の気持ちで、災害時には応援をしたり、していただいたり、関係の中で、お互いを支え合い助け合ってきました。この考え方をベースに、三条市としても今回の被災地に対して、安全を前提にしながら、できる限りの支援をしていこうと考えました。

放射能の付着している災害がれきを全国にばらまくことにならないのですか。子供の健康に不安がありますが・・・

今回の震災廃棄物の広域処理は、国が安全性を確認した上で基準を設置しましたが、三条市ほか4市では、より安全な基準として、IAEA（国際原子力機関）がクリアランスレベル（放射性物質として扱う必要のないもの）としている放射性セシウム濃度100ベクレル/kg以下としました。したがって、今回受け入れる震災廃棄物は、放射能汚染されていない廃棄物ですので、ご安心ください。

地元の雇用を確保するため、あるいは地元で焼却場を造れば対応できるため、わざわざ他県に広域がれきの処理を依頼しなくてもよいとする被災地の市町村長もおられるようですが・・・

地元の雇用確保の意味から、地元で廃棄物を処理した方がよい、あるいは地元で焼却場を造ればよいと主張される市町村長さんもおおいでになりますが、多くの被災自治体では、山と積まれたがれきの処理に困っているため、国は広域処理を進めており、三条市も支援を求めている自治体に対して協力しようとするものです。

早急に震災廃棄物を受け入れなければならない理由は何ですか。

1年以上も経過し、そのまま仮置場に山積みとなっている震災廃棄物から、火災の発生や崩落の危険性、害虫やネズミの発生など、生活環境の悪化が懸念されています。

また震災廃棄物の処理の遅れが復興の遅れにつながってきていることや、「震災廃棄物を見ると心が重くなる」といった被災地の住民の気持ちにも配慮する必要があることから、一刻も早い処理が望まれています。

震災廃棄物の受入れ基準を、放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg以下としたのはなぜですか。

- ① 放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kgは、IAEA（国際原子力機関）安全指針において、東日本大震災以前からクリアランスレベル（放射性物質として扱う必要のないもの）として扱われていました。
- ② クリアランスレベルを算出するための線量の目安値 0.01 ミシーベルト/年は、自然界の放射線レベルに比較して十分小さく、人の健康に対するリスクが無視できる線量とされています。

このような理由から、100 ベクレル/kg以下であれば、安心して受入れることができるものと判断しました。

セシウム濃度だけを測定対象としたのはなぜですか。

- ① 今回の福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性セシウムの量が、その他の放射性物質に比べ非常に多いこと。
- ② ほかの放射性物質がセシウムに比べ、人体に影響する放射線量が非常に小さいこと。

このような理由から、セシウム 134、セシウム 137 を測定対象としています。

放射線の測定方法はどのようなのですか。

これまでに震災廃棄物を受入れている先行自治体の放射線測定方法を参考に、皆様から安心していただける測定体制を整えてまいります。

輸送方法はどのようなのでしょうか。

先行事例などを参考にすれば、運搬する震災廃棄物の飛散防止や雨水の進入阻止と漏水防止などの観点から、現時点では、JR を利用したコンテナ輸送が最も安全かつ信頼性が高い輸送手段であると考えられますが、今後さらに検討を深めてまいります。

一般ごみとの混焼については、問題があると聞いていますが・・・

三条市内から毎日ごみが搬入されており、まず市内のごみ処理を優先します。その上で、あらかじめ災害時の広域処理分として余力を持たせてある分について震災廃棄物を受入れすることになり、必ず混焼することになります。

混焼の是非については、IAEA の規定では、「濃縮と閉じ込め」を原則としながらも、放射性廃棄物管理の一環として合法的な手法で制限された範囲内で大気中などへの放出や再利用ができることも併せて規定されております。

三条市では、放射性物質として扱う必要のない災害廃棄物と、同じく放射性廃棄物として取り扱う必要のない市内の一般の廃棄物と一緒にして燃焼するわけですから、全く問題はありません。

焼却灰の濃度をどのように考えていますか。

焼却することで濃縮されますが、混焼することにより、受入れる震災廃棄物の放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg を上回ることはないものと考えています。

焼却施設周辺への影響はないのですか。

震災廃棄物の焼却は、新しい清掃センターで行います。焼却する震災廃棄物の量は、1 日で最大 10 トン（センターで処理できるごみの最大量は 1 日 160 トン）で、市内で回収する一般ごみと一緒に焼却します。焼却による排ガスについては、ダイオキシン対策などのため、高性能の排ガス処理装置（バグフィルター）で吸着させており、放射性セシウムもほぼ 100% 除去されます。収集された灰は、飛散しないように固化処理します。

他県の最終処分場で、基準を超える放射性セシウムが検出されたと報道されていますが、三条市は大丈夫ですか。

報道のあった他県の最終処分場では、放射性セシウム濃度約 1,800 ベクレル/kg の焼却灰を埋め立てたところ、放流水から放射線量限度を超える放射性セシウムが検出されました。原因は、遮水シート上に覆土することなく、焼却灰がじかに埋立てられ、さらに台風の影響で 2 週間にわたり相当量の水がたまったことによるものとされており、なお、この処分場の焼却灰は、被災地の震災廃棄物を焼却したものではありません。

三条市においては、遮水シートの上に既に 20m 以上の焼却灰や側溝の泥が埋まっており、焼却灰を埋め立てる際には、その上に更に覆土などの対策を講じて埋め立てる予定ですし、埋立焼却灰も 100 ベクレル/kg 以下としていますので、全く問題はありませぬ。

住民説明会は開催するのですか。また、その対象をどう考えていますか。

施設建設の経緯の中で、必要に応じて地元自治会に説明することとしていることから、清掃センターと最終処分場周辺の自治会などを対象にして地元説明会を開催します。

また、市民の皆様を対象にした放射能の基礎的な知識を学んでいただくための「市民学習会」を開催します。